

議案第 27 号

恵庭市議会会議規則の一部改正について

恵庭市議会会議規則の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

恵庭市議会議員 柏野大介 澁谷敏明 小橋 薫
宮 利徳 野沢宏紀

記

恵庭市議会会議規則の一部を改正する規則

恵庭市議会会議規則（昭和 48 年議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 2 条（略） （宿所又は連絡所の届出） 第 3 条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めるときは、議長に届け出なければならない。これを 変更したときもまた <u>同様</u> とする。 （議席） 第 4 条（略） 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は <u>議長</u> が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を 用いないで会議には <u>か</u> って議席を変更する ことができる。 4（略）	第 1 条・第 2 条（略） （宿所又は連絡所の届出） 第 3 条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めるときは、議長に届け出なければならない。これを 変更したときも、 <u>また</u> 同様とする。 （議席） 第 4 条（略） 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、 <u>議長</u> が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を 用いないで会議に <u>諮</u> って <u>議</u> 席を変更する ことができる。 4（略）

現行	改正案
<p>第 5 条・第 6 条 (略)</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第 7 条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも<u>会議</u>の議決で閉会することができる。</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(会議時間)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>はか</u>つて決める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 10 条～第 12 条 (略)</p> <p>(出席催告)</p> <p>第 13 条 法第 113 条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって<u>行なう</u>。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第 14 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>第 5 条・第 6 条 (略)</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第 7 条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも<u>議会</u>の議決で閉会することができる。</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(会議時間)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮</u>つて<u>決</u>める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第 10 条～第 12 条 (略)</p> <p>(出席催告)</p> <p>第 13 条 法第 113 条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって<u>行う</u>。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第 14 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>	<p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>
<p>第 15 条・第 16 条 (略)</p>	<p>第 15 条・第 16 条 (略)</p>
<p>(修正の動議)</p>	<p>(修正の動議)</p>
<p>第 17 条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第 115 条の 3 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>第 17 条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第 115 条の 3 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>
<p>(先決動議の表決の順序)</p>	<p>(先決動議の表決の順序)</p>
<p>第 18 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議には<u>か</u>って決める。</p>	<p>第 18 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>って決める。</p>
<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>	<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>
<p>第 19 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は、<u>訂正</u>しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは<u>議会</u>の承認を要する</p> <p>_____。</p>	<p>第 19 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は<u>訂正</u>しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会</u>の許可を得なければならない。ただし、<u>会議</u>の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</p>
<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>	<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>
<p>3 委員会が提出した議案につき第 1 項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>3 委員会が提出した議案につき第 1 項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>
<p>(日程の作成及び配布)</p>	<p>(日程の作成及び配布)</p>
<p>第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得</p>	<p>第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得</p>

現行	改正案
<p>ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>かえる</u>ことができる。</p>	<p>ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>代える</u>ことができる。</p>
<p>(日程の順序変更及び追加)</p>	<p>(日程の順序変更及び追加)</p>
<p>第 21 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は<u>討論</u>を用いないで会議には<u>かかって</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>	<p>第 21 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、<u>討論</u>を用いないで会議に<u>諮って</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>
<p>第 22 条 (略)</p>	<p>第 22 条 (略)</p>
<p>(延会の場合の議事日程)</p>	<p>(延会の場合の議事日程)</p>
<p>第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が<u>終らなかつた</u>ときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p>	<p>第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が<u>終わらなかつた</u>ときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p>
<p>(日程の終了及び延会)</p>	<p>(日程の終了及び延会)</p>
<p>第 24 条 議事日程に記載した事件の議事を<u>終つた</u>ときは、議長は、散会を宣告する。</p>	<p>第 24 条 議事日程に記載した事件の議事を<u>終わつた</u>ときは、議長は、散会を宣告する。</p>
<p>2 議事日程に記載した事件の議事が<u>終らない</u>場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議には<u>かかって延会</u>することができる。</p>	<p>2 議事日程に記載した事件の議事が<u>終わらない</u>場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って延会</u>することができる。</p>
<p>(選挙の宣告)</p>	<p>(選挙の宣告)</p>
<p>第 25 条 議会において選挙を<u>行なう</u>ときは、議長は、その旨を宣告する。</p>	<p>第 25 条 議会において選挙を<u>行う</u>ときは、議長は、その旨を宣告する。</p>
<p>(不在議員)</p>	<p>(不在議員)</p>
<p>第 26 条 選挙を<u>行なう</u>際議場にいない議員は<u>選挙に</u>加わることができない。</p>	<p>第 26 条 選挙を<u>行う</u>際議場にいない議員は、<u>選挙に</u>加わることができない。</p>
<p>(議場の出入口閉鎖)</p>	<p>(議場の出入口閉鎖)</p>
<p>第 27 条 投票による選挙を<u>行なう</u>ときは、議長は、第 25 条(選挙の宣告)の規定による宣告の</p>	<p>第 27 条 投票による選挙を<u>行う</u>ときは、議長は、第 25 条(選挙の宣告)の規定による宣告の</p>

現行	改正案
<p>後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第 28 条 投票を<u>行なう</u>ときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第 29 条 議員は、<u>職員の点呼に応じて</u>、順次、<u>投票を備え付けの投票箱に投入する</u>。</p> <p>(投票の終了)</p> <p>第 30 条 議長は、<u>投票が終った</u>と認めるときは、<u>投票漏れの有無を確かめ</u>、投票の終了を宣告する。その投票があった後は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>きいて</u>議長が決定する。</p> <p>第 32 条～第 34 条 (略)</p> <p>(一括議題)</p> <p>第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、<u>討論を用いないで会議にはかって</u>決める。</p> <p>第 36 条 (略)</p>	<p>後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第 28 条 投票を<u>行う</u>ときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第 29 条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、順次、<u>投票する</u>。</p> <p>(投票の終了)</p> <p>第 30 条 議長は、<u>投票が終わった</u>と認めるときは、<u>投票漏れの有無を確かめ</u>、投票の終了を宣告する。その投票があった後は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第 32 条～第 34 条 (略)</p> <p>(一括議題)</p> <p>第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、<u>討論を用いないで会議に諮って</u>決める。</p> <p>第 36 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聞き</u>、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会の所管に<u>かかる</u>事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、討論を用い<u>ない</u>で会議には<u>か</u>って省略することができる。</p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聴</u>き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会の所管に<u>係る</u>事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>って省略することができる。</p>
<p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>ま</u>って議題とする。</p>	<p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待</u>って議題とする。</p>
<p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第 39 条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>つ</u>いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の報告は、討論を用い<u>ない</u>で会議には<u>か</u>って省略することができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第 39 条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次</u>いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の報告は、討論を用い<u>ない</u>で会議に<u>諮</u>って省略することができる。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(修正案の説明)</p> <p>第 40 条 委員長の報告及び少数意見者の報告が<u>終</u>ったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>第 41 条 (略)</p>	<p>(修正案の説明)</p> <p>第 40 条 委員長の報告及び少数意見者の報告が<u>終</u>わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>第 41 条 (略)</p>
<p>(討論及び表決)</p> <p>第 42 条 議長は、前条の質疑が<u>終</u>ったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。</p>	<p>(討論及び表決)</p> <p>第 42 条 議長は、前条の質疑が<u>終</u>わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。</p>

現行	改正案
<p>第 43 条 (略)</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第 44 条 (略)</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を<u>終らなかつた</u>ときは、その事件は、第 38 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず<u>会議</u>において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは_____、中間報告をすることができる。</p> <p>第 46 条～第 49 条 (略)</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第 50 条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後<u>登壇</u>してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言の要求)</p> <p>第 51 条 会議において発言しようとする者は、挙手をして「議長」と呼び<u>自己</u>の議席番号若しくは、<u>氏名</u>又は職名を告げ<u>議長の</u>許可を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通告制を用いる場合の発言及び順序)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発言の通告をした者が、<u>欠席</u>したとき、又は、<u>発言の順位に</u>当っても発言しないとき、若しくは、<u>議場</u>に現在しないときは、その通告は効力を失う。</p>	<p>第 43 条 (略)</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第 44 条 (略)</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を<u>終わらなかつた</u>ときは、その事件は、第 38 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。</p> <p>第 46 条～第 49 条 (略)</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第 50 条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、<u>登壇</u>してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言の要求)</p> <p>第 51 条 会議において発言しようとする者は、挙手をして「議長」と呼び、<u>自己</u>の議席番号若しくは<u>氏名</u>又は職名を告げ、<u>議長の</u>許可を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通告制を用いる場合の発言及び順序)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発言の通告をした者が<u>欠席</u>したとき、又は、<u>発言の順位</u>に当たっても発言しないとき、若しくは<u>議場</u>に現在しないときは、その通告は効力を失う。</p>

現行	改正案
<p>第 53 条 (略)</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第 54 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、<u>発言が終った</u>後、議長席に復さなければならない。ただし<u>討論</u>をしたときは、その議題の表決が<u>終る</u>までは、議長席に復することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第 55 条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を<u>こえて</u>はならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言を</u>禁止することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(質疑の回数)</p> <p>第 56 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を<u>こえる</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 57 条 (略)</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はか</u>って決める。</p> <p>第 58 条 (略)</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第 59 条 延会、中止又は休憩のため発言が<u>終ら</u>なかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>	<p>第 53 条 (略)</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第 54 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、<u>発言が終わった</u>後、議長席に復さなければならない。ただし、<u>討論</u>をしたときは、その議題の表決が<u>終わる</u>までは、議長席に復することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第 55 条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を<u>超えて</u>はならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言を</u>禁止することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(質疑の回数)</p> <p>第 56 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を<u>超える</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 57 条 (略)</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮</u>って決める。</p> <p>第 58 条 (略)</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第 59 条 延会、中止又は休憩のため発言が<u>終わ</u>らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>

現行	改正案
<p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第 60 条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p> <p>第 61 条・第 62 条 (略)</p> <p>(緊急質問等)</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に<u>はから</u>なければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 64 条 (略)</p> <p>(発言の取り消し又は訂正)</p> <p>第 65 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し<u>又は</u>議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>かえる</u>ことができる。</p> <p>(表決問題の宣言)</p> <p>第 67 条 議長は、表決を<u>とろうと</u>するときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>第 68 条・第 69 条 (略)</p>	<p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第 60 条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>第 61 条・第 62 条 (略)</p> <p>(緊急質問等)</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮ら</u>なければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 64 条 (略)</p> <p>(発言の取消し<u>又は</u>訂正)</p> <p>第 65 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、<u>又は</u>議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写し</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>(表決問題の宣言)</p> <p>第 67 条 議長は、表決を<u>採ろうと</u>するときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>第 68 条・第 69 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(起立による表決)</p> <p>第 70 条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第 70 条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。</p>
<p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは<u>記名又は無記名の投票で表決をとる</u>。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、<u>記名又は無記名の投票で表決を採る</u>。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(記名投票)</p> <p>第 72 条 記名投票を<u>行なう</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする<u>もの</u>は反対と所定の投票用紙に記載し<u>自己</u>の氏名を併記して投票箱に投入しなければならない。</p>	<p>(記名投票)</p> <p>第 72 条 記名投票を<u>行う</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする<u>者</u>は反対と所定の投票用紙に記載し、<u>自己</u>の氏名を併記して投票箱に投入しなければならない。</p>
<p>(無記名投票)</p> <p>第 73 条 無記名投票を<u>行なう</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(無記名投票)</p> <p>第 73 条 無記名投票を<u>行う</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 74 条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第 27 条(議場の出入口閉鎖)、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)_____、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>第 75 条 (略)</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 74 条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第 27 条(議場の出入口閉鎖)、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)第 1 項から第 3 項まで、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>第 75 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(簡易表決)</p> <p>第 76 条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は<u>起立</u>の方法で表決をとらなければならない。</p>	<p>(簡易表決)</p> <p>第 76 条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、<u>起立</u>の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。</p>
<p>(表決の順序)</p> <p>第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とら</u>なければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>はか</u>って決める。</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。</p>	<p>(表決の順序)</p> <p>第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採ら</u>なければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>諮</u>って決める。</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。</p>
<p>第 78 条・第 79 条 (略)</p>	<p>第 78 条・第 79 条 (略)</p>
<p>(公述人の決定)</p> <p>第 80 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で</u> _____ 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第 80 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第 81 条～第 83 条 (略)</p>	<p>第 81 条～第 83 条 (略)</p>
<p>(参考人)</p> <p>第 84 条 (略)</p> <p>2 参考人については、第 81 条 _____、第 82 条 _____ 及び第 83 条 _____ の規定を準用</p>	<p>(参考人)</p> <p>第 84 条 (略)</p> <p>2 参考人については、第 81 条(公述人の発言)、第 82 条(議員と公述人の質疑)及び第 83 条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用</p>

現行	改正案
<p>する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 85 条 会議録に<u>記載し、又は記録する事項は、</u>次のおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(会議録の配布)</p> <p>第 86 条 会議録は、議員及び関係者に配布(<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合</u>にあつては、<u>電磁的方法による提供を含む。</u>)する。</p> <p>第 87 条 (略)</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第 88 条 会議録に署名する議員(<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員</u>)は、2 人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>第 89 条～第 95 条 (略)</p> <p>(一括議題)</p> <p>第 96 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議にはかつて決める。</u></p> <p>第 97 条 (略)</p> <p>(審査順序)</p> <p>第 98 条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって<u>行なう</u>を例とする。</p>	<p>する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 85 条 会議録に記載する_____事項は、次のおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(会議録の配布)</p> <p>第 86 条 会議録は、議員及び関係者に配布_____する。</p> <p>第 87 条 (略)</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第 88 条 会議録に署名する議員_____は、2 人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>第 89 条～第 95 条 (略)</p> <p>(一括議題)</p> <p>第 96 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議に諮って</u>決める。</p> <p>第 97 条 (略)</p> <p>(審査順序)</p> <p>第 98 条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって<u>行う</u>を例とする。</p>

現行	改正案
<p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第 99 条 他の事件に先立って表決に付きなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>はか</u>つて決める。</p>	<p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第 99 条 他の事件に先立って表決に付きなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮</u>つて__決める。</p>
<p>(動議の撤回)</p> <p>第 100 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する</u></p> <hr/> <p>—。</p>	<p>(動議の撤回)</p> <p>第 100 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>許可を得なければならない</u>。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</p>
<p>第 101 条～第 109 条 (略)</p>	<p>第 101 条～第 109 条 (略)</p>
<p>(委員会報告書)</p> <p>第 110 条 委員会は、事件の審査又は調査を<u>終</u>つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。</p>	<p>(委員会報告書)</p> <p>第 110 条 委員会は、事件の審査又は調査を<u>終</u>わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。</p>
<p>第 111 条～第 113 条 (略)</p>	<p>第 111 条～第 113 条 (略)</p>
<p>(発言の許可)</p> <p>第 114 条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>	<p>(発言の許可)</p> <p>第 114 条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>
<p>第 115 条 (略)</p>	<p>第 115 条 (略)</p>
<p>(発言内容の制限)</p> <p>第 116 条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を<u>こ</u>えてはならない。</p>	<p>(発言内容の制限)</p> <p>第 116 条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を<u>超</u>えてはならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない</p>	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない</p>

現行	改正案
<p>議員</p> <p>に対し、会議(オンライン会議システムを活用した会議を含む。第 142 条第 1 項において同じ。)への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員でない議員から発言の申し出</u>があったときは、その許否を決める。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第 118 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、<u>発言が終わった</u>後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が<u>終る</u>までは、委員長席に復することができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 119 条 (略)</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>はかって</u>決める。</p> <p>第 120 条 (略)</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第 121 条 会議の中止又は休憩のため発言が<u>終わらなかった</u>委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第 122 条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、委員長は、その終結を宣言する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>はかって</u>決める。</p> <p>第 123 条 (略)</p>	<p>議員(以下次項において「委員外議員」という。)</p> <p>に対し、会議(オンライン会議システムを活用した会議を含む。第 142 条第 1 項において同じ。)への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の<u>申出</u>があったときは、その許否を決める。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第 118 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、<u>発言が終わった</u>後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が<u>終わる</u>までは、委員長席に復することができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 119 条 (略)</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>第 120 条 (略)</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第 121 条 会議の中止又は休憩のため発言が<u>終わらなかった</u>委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第 122 条 質疑又は討論が<u>終わった</u>ときは、委員長は、その終結を宣言する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>第 123 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第 124 条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取消し<u> </u>又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。</p>	<p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第 124 条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。</p>
<p>(答弁書の朗読)</p> <p>第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる</u> _____。</p>	<p>(答弁書の配布)</p> <p>第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u></p>
<p>(互選の方法)</p> <p>第 126 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で<u>行なう</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第 1 項の投票を行う場合には、委員長の職務を<u>行なっている</u>者も、投票することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>はかり</u>委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。</p>	<p>(互選の方法)</p> <p>第 126 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で<u>行う</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第 1 項の投票を行う場合には、委員長の職務を<u>行って</u>いる者も、投票することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>諮り</u>委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。</p>
<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 127 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第 1 章・第 4 節</u>の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 127 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第 1 章第 4 節</u>の規定を準用する。</p>
<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第 128 条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>第 129 条・第 130 条 (略)</p>	<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第 128 条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>第 129 条・第 130 条 (略)</p>
<p>(起立による表決)</p> <p>第 131 条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手(オンライン</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第 131 条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手(オンライン</p>

現行	改正案
<p>会議システムを活用した会議にあっては、(挙手)をさせ、起立者又は挙手者(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、(挙手者)の多少を認定して可否の結果を宣言する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、この限りでない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(記名投票)</p> <p>第 133 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し<u>自己</u>の氏名を併記して投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第 134 条 (略)</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は<u>否とみなす</u>。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 135 条 記名投票、<u>又は無記名投票を行なう</u>場合には、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)_____及び第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項の規定を準用する。</p>	<p>会議システムを活用した会議にあっては、(挙手)をさせ、起立者又は挙手者(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、(挙手者)の多少を認定して可否の結果を宣言する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、この限りでない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(記名投票)</p> <p>第 133 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、<u>自己</u>の氏名を併記して投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第 134 条 (略)</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、<u>否とみなす</u>。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 135 条 記名投票又は <u>無記名投票を行う</u>場合には、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力) <u>第 1 項から第 3 項まで</u>及び第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項の規定を準用する。</p>

現行	改正案
<p>第 136 条 (略)</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議には<u>か</u>ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対し、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)の方法で表決を<u>と</u>らなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第 138 条 同一の議題について、<u>委員会</u>から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>と</u>る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>はか</u>って決める。</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>と</u>る。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第 139 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く)を撤回しようとするときは<u>議長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>第 140 条 (略)</p>	<p>第 136 条 (略)</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮</u>ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対し、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)の方法で表決を<u>採</u>らなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第 138 条 同一の議題について、<u>委員</u>から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採</u>る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮</u>って決める。</p> <p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採</u>る。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第 139 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く)を撤回しようとするときは、<u>議長の許可</u>を得なければならない。</p> <p><u>5</u> <u>議員</u>が請願の紹介を取り消そうとするときは、<u>会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>第 140 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第 141 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会にかかる請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、<u>2 以上の請願が提出されたものとみなす</u>。</p>	<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第 141 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる</u>。</p> <p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる</u>。</p> <p>3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、<u>2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。</u></p>
<p>第 142 条 (略)</p>	<p>第 142 条 (略)</p>
<p>(請願の審査報告)</p> <p>第 143 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、議長に報告</u>しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(請願の審査報告)</p> <p>第 143 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により _____ 議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 採択すべきものと決定した請願で、<u>市長その他関係機関に送付</u>することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を<u>付託</u>しなければならない。</p>	<p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p>3 採択すべきものと決定した請願で、<u>市長その他の関係機関に送付</u>することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を<u>付記</u>しなければならない。</p>
<p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第 144 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを<u>請求</u>しなければならない。</p>	<p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第 144 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを<u>請求</u>しなければならない。</p>
<p>(陳情書の処理)</p>	<p>(陳情書の処理)</p>

現行	改正案
<p>第 145 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは</u>、請願書の例により処理するものとする。</p>	<p>第 145 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要であると認める</u>ものは、請願書の例により処理するものとする。</p>
<p>(議長及び副議長の辞職)</p>	<p>(議長及び副議長の辞職)</p>
<p>第 146 条 (略)</p>	<p>第 146 条 (略)</p>
<p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討議を用い<u>ないで会議にはか</u>ってその許否を決定する。</p>	<p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討議を用い<u>ないで会議に諮</u>ってその許否を決定する。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第 147 条～第 149 条 (略)</p>	<p>第 147 条～第 149 条 (略)</p>
<p>(決定書の交付)</p>	<p>(決定の通知)</p>
<p>第 150 条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 127 条第 1 項の規定により決定をしたときは、議長は、その決定書を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p>	<p>第 150 条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>
<p>第 151 条 (略)</p>	<p>第 151 条 (略)</p>
<p>(携帯品)</p>	<p>(携帯品)</p>
<p>第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、<u>つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u> _____ _____<u>、この限りでない。</u></p>	<p>第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート_____<u>、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて</u>は、この限りでない。</p>
<p>第 153 条～第 156 条 (略)</p>	<p>第 153 条～第 156 条 (略)</p>
<p>(資料等の配布許可)</p>	<p>(資料等の配布許可)</p>
<p>第 157 条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>第 157 条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>
<p>第 158 条 (略)</p>	<p>第 158 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第 159 条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>定める。</p> <p>第 160 条 (略)</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第 161 条 懲罰については、議会は、第 37 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することは<u>できない</u>。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第 162 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって<u>行なう</u>ものとする。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第 163 条 出席停止は、<u>10 日をこえる</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止されたものについてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>第 164 条～第 166 条 (略)</p>	<p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第 159 条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>定める。</p> <p>第 160 条 (略)</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第 161 条 懲罰については、議会は、第 37 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することが<u>できない</u>。</p> <p>(代理弁明)</p> <p>第 161 条の 2 <u>議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u></p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第 162 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって<u>行う</u>ものとする。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第 163 条 出席停止は、<u>10 日を超える</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止されたものについてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>第 164 条～第 166 条 (略)</p> <p>(協議等の場の開催方法の特例)</p> <p>第 166 条の 2 <u>前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のま</u></p>

現行	改正案
<p>第 167 条 (略)</p> <p>第 9 章 (略)</p>	<p><u>ん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p>第 167 条 (略)</p> <p>第 9 章 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p><u>第 167 条の 2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p><u>3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行わ</u></p>

現行	改正案
	<p>れたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>4 <u>第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第66条(答弁書の配布)、第86条(会議録の配布)、第125条(答弁書の配布)、第140条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第141条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</u></p> <p>5 <u>議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>6 <u>議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認</u></p>

現行	改正案
<p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第 168 条 この規則の疑義は、議長が決定する。 ただし、議員から異議があるときは、会議には<u>か</u>かって決定する。</p>	<p>をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 3 項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第 6 項の規定により前 2 項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)」とする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第 167 条の 3 この規則の規定(第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第 1 項(第 74 条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第 168 条 この規則の疑義は、議長が決定する。 ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>誼</u>って決定する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

恵庭市議会委員会条例の一部改正について

恵庭市議会委員会条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

恵庭市議会議員 柏野大介 澁谷敏明 小橋 薫
宮 利徳 野沢宏紀

記

恵庭市議会委員会条例の一部を改正する条例

恵庭市議会委員会条例（昭和 48 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 19 条（略） （出席説明の要求） 第 20 条（略） （秩序保持に関する措置） 第 21 条（略） 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が <u>終る</u> まで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3（略）	第 1 条～第 19 条（略） （出席説明の要求） 第 20 条（略） 2 <u>前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u> （秩序保持に関する措置） 第 21 条（略） 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が <u>終わる</u> まで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3（略）

現行	改正案
<p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>	<p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こうとする</u>案件その他必要な事項を公示する。</p>
<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第 23 条 (略)</p>	<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 27 条において同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。</p>
<p>(公述人の決定)</p> <p>第 24 条 公聴会において意見を<u>聞こうとする</u>利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で _____ 申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第 24 条 公聴会において意見を<u>聴こうとする</u>利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べる</u>ことができる。</p>
<p>(公述人の発言)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(公述人の発言)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こうとする</u>案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第 26 条 (略)</p> <p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p> <p>第 27 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、</p>	<p>第 26 条 (略)</p> <p>(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)</p> <p>第 27 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、</p>

現行	改正案
<p>又は<u>文書</u>で _____意見を提示することができない。 ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こうとする案件</u>その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第 25 条(公述人の発言)、第 26 条(委員と公述人の質疑)及び第 27 条(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前 2 項の記録は、議長が保管する。</u></p> <p>第 30 条 (略)</p>	<p>又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見</u>を提示することができない。 ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こうとする案件</u>その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会</u>で意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>4 参考人については、第 25 条(公述人の発言)、第 26 条(委員と公述人の質疑)及び第 27 条(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 <u>前項</u>の記録は、議長が保管する。</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>第 30 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。